物件供給契約書

|  |  |
| --- | --- |
| 供給すべき物件の表示 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 代 金 額　金 | 円也 |

消費税額を含む

|  |  |
| --- | --- |
| 学校法人名城大学（以下｢発注者｣という。）と |  |

（以下｢供給者｣という。）は、表示する物件（以下「物件」という。）について、上記の

代金額で供給契約を結ぶものとする。

第 １ 条　供給者は発注者に対し、添付の見積書ＮＯ．　の物件を供給するものとする。

第 ２ 条　補助金または援助金に関係する物件の供給契約を結ぶ場合は、関係機関がそれぞれ定めた物件供給契約基準によるものとする。

第 ３ 条　供給者は物件を　　　　　　　　　に納入するものとする。

第 ４ 条　物件の納入期限は、令和　　年　　月　　日とする。

第 ５ 条　供給者が物件を納入期限内に納入出来ないときは、発注者の承諾のもとに、納期

猶予願書を提出することにより、納入期限を延ばすことができる。

第 ６ 条　発注者は納入された物件が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合、供給者に発注者の指定する期限内に物件の

完納を催告することができる。

第 ７ 条　発注者は納入された物件が契約不適合の場合、不適合の程度に応じ代金の減額を

請求することができる。

第 ８ 条　発注者は、供給者が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、催告後も債務不履行が是正されない場合は、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

第 ９ 条　供給者は納品書および請求書を発注者に送付すべきものとする。

第１０条　発注者は供給者に代金を請求書受理後４０日以内に支払うものとする。

第１１条　物件の引渡しを受けた日から１年以内に、物件の品質に関して物件が契約の内容に適合しないことが判明した場合、発注者は供給者に対し、供給者の責任と負担に

おいて発注者の指定する期日までにその不具合を補修若しくは代品を納入させる

ことができる。

第１２条　供給者は次の各号の一に該当しないこと、および今後もこれに該当しないことを

表明・保証する。

1. 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくはそれらの関係者、総会屋、

その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会勢力であったこと。

1. 役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会

的勢力であったこと。

1. 自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への

資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。

1. 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は物件の

全部若しくは一部の調達先、委託先が前３号のいずれかに該当すること。

第１３条　供給者は本契約及び個別契約の履行に関し、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

1. 相手方に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は

相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。

1. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
2. 相手方に対して「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が

排除の対象とする不当要求をすること。

1. 反社会的勢力である第三者をして前３号の行為を行わせること。
2. 親会社又は子会社が前４号のいずれかに該当する行為を行うこと。

第１４条　この契約締結後、供給者に帰責する事由で発注者に損失が生じた場合、損害賠償の請求ができる。

第１５条　この契約について、発注者と供給者との間に疑義が生じたときは、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

第１６条　この契約に定めない事項について、定める必要がある場合は、発注者と供給者との

間において協議し定めるものとする。

　　上記の契約の成立を証するため、発注者と供給者は契約書を２通作成し、記名、押印の

うえ、双方で各１通を所持するものとする。

　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　発注者

名古屋市天白区塩釜口一丁目５０１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人　名　城　大　学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理 事 長　立　花　貞　司　　　　印

　　　　　　　　　供給者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印